

資料 2	令和7年8月19日（火）
	地域密着型サービス事業所集団指導

## 令和6年度地域密着型サービス事業所運営指導結果について

由利本荘市

令和6年度 地域密着型サービス事業所等に対する指導・監査の実施状況

事業所等の区分	事業所数 (集団指導時点)	実施事業所数			指導件数			勧告・指導件数		
		集団指導	運営指導	監査	文書	口頭	合計	勧告	改善指導	合計
定期巡回・隨時対応型訪問介護看護	3	3	2		2	2	4			
夜間対応型訪問介護										
地域密着型通所介護	18	18	5		12	5	17			
(介護予防)認知症対応型通所介護	1	1								
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	1	1								
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	17	17	3		5	5	10			
地域密着型特定施設入居者生活介護										
地域密着型介護老人福祉施設	3	3								
看護小規模多機能型居宅介護	2	2	1			1	1			
合 計	45	45	11		19	13	32			

※ 集団指導は、令和6年7月30日に実施

※ 運営指導は、令和6年9月5日から10月21日の期間に実施

## 令和6年度 地域密着型サービス運営指導の主な指導事項

※基準省令：指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

### ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

番号	基準省令	指導事項	指導分類	事業所数	指導内容
1	第3条の4	従業者の員数	文書	1	午後6時から午前8時までの時間帯についても、サービスの提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上とすること。
2	第3条の7	内容及び手続の説明及び同意	口頭	1	重要事項説明書に第三者評価の実施状況の有無を記載すること。
3	第3条の29	運営規程	口頭	1	運営規程と現状との整合性を図ること。
4	第3条の30	勤務体制の確保等	文書	1	月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。

## 令和6年度 地域密着型サービス運営指導の主な指導事項

※基準省令：指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

### ②地域密着型通所介護

番号	基準省令	指導事項	指導分類	事業所数	指導内容
1	第3条の7	内容及び手続の説明及び同意	口頭	2	重要事項説明書及びパンフレットの記載内容と現状との整合性を図ること。
2	第3条の33	秘密保持等	文書	1	利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ること。
3	第20条	従業者の員数	文書	1	指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数で除して得た数が利用者の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数を配置すること。
4	第29条	運営規程	文書	2	運営規程と重要事項説明書の記載内容について、現状との整合性を図ること。
5	第30条	勤務体制の確保等	文書	1	月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。
6			口頭	1	介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。
7			口頭	1	従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保すること。
8	第31条	定員の遵守	文書	1	災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えてサービスの提供を行わないこと。
9	第33条	衛生管理等	口頭	1	感染症の予防及びまん延の防止のための指針について、感染対策委員会の開催頻度が足りないので、おおむね6月に1回以上開催することとして記載を改めること。また、指針の規定に基づき定期的に感染対策委員会を開催すること。
10	第34条	地域との連携等	文書	3	運営推進会議をおおむね6月に1回以上開催すること。また、開催した記録を公表すること。

## 令和6年度 地域密着型サービス運営指導の主な指導事項

※基準省令：指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

### ②地域密着型通所介護

11	第35条	事故発生時の対応	文書	1	利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。
12		報酬基準	文書	1	月平均の利用者数が定員超過の状態が発生した月（開始月）の翌月から解消した月までの間は、定員超過利用による100分の70への減算として算定すること。なお、当該減算となる対象月において、誤って請求した分については過誤返還とすること。
13			文書	1	個別機能訓練加算（I）□ 指定通所介護等事業所に配置が義務付けられている管理者が、管理者としての職務に加えて、機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を兼ねることにより基準を満たすことはできないことから、基準を満たさない期間の返還を実施すること。

## 令和6年度 地域密着型サービス運営指導の主な指導事項

※基準省令：指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

### ③認知症対応型共同生活介護

番号	基準省令	指導事項	指導分類	事業所数	指導内容
1	第3条の7	内容及び手続の説明及び同意	口頭	1	重要事項説明書の記載内容について、現状との整合性を図ること。
2			口頭	1	重要事項説明書に第三者評価の実施状況を記載すること。
3	第34条	地域との連携	口頭	1	運営推進会議の記録を公表すること。
4	第97条	認知症対応型共同生活介護の取扱方針	文書	1	身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催すること。
5			口頭	1	提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図ること。
6	第102条	運営規程	文書	1	運営規程、重要事項説明書、パンフレットの記載内容について、現状との整合性を図ること。
7	第103条	勤務体制の確保	文書	1	従業者の勤務の体制を定めておく際には、共同生活住居ごとに、介護従業者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、夜間及び深夜の勤務の担当者等を明確にすること。
8	報酬基準		文書	1	身体拘束廃止未実施減算を算定すること。
9			文書	1	医療連携加算(Ⅰ)について、算定要件となる看護師の配置要件を満たしていないので過誤返還とすること。
10			口頭	1	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)について、毎年度ごとに算定要件となる割合を確認し、記録に残すこと。

## 令和6年度 地域密着型サービス運営指導の主な指導事項

※基準省令：指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

### ④看護小規模多機能型居宅介護

番号	基準省令	指導事項	指導分類	事業所数	指導内容
1	第3条の7	内容及び手続の説明及び同意	口頭	1	重要事項説明書の記載内容について、現状との整合性を図ること。